

豊郷スポーツ公園施設
指定管理者募集要項

豊 郷 町

令和8年10月

豊郷スポーツ公園施設指定管理者募集要項

豊郷スポーツ公園施設（以下「スポーツ公園」という。）について、豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、当該館の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 施設および業務の内容

(1) 施設

①	名 称	豊郷スポーツ公園
	所 在 地	豊郷町大字下枝 147 番地他
	敷地面積	4114.0 m ²
	施設内容	豊郷町民体育館、多目的運動場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、その他施設（夜間照明施設含む）
	設 備	事務所等

(2) 業務の概要

① 概要

指定管理者は、条例第 3 条の規定に基づき、施設の運営および維持管理に係る業務を実施してください。地方自治法、地方自治法施行令、豊郷スポーツ公園の設置および管理運営に関する条例、豊郷スポーツ公園の管理運営に関する規則その他関係法令を遵守し、常に公共性の保持に努めていただきます。

② 具体的業務範囲

具体的な業務の範囲は、次のとおりです。

- ア スポーツ公園の施設および設備の利用に係る業務に関すること。
- イ スポーツ公園の使用の制限および利用の休止に関すること。
- ウ スポーツ公園の施設および設備の維持管理に関すること。
- エ 豊郷町スポーツ協会関係の事務および事業の計画・実施に関すること。
- オ 滋賀県スポーツ協会および犬上郡スポーツ協会との関係事務に関すること。
- カ その他町長が必要と認める業務に関すること。
 - ・管理時間外の管理業務

なお、具体的な業務の範囲とその内容については、別紙仕様書によります。また、指定管理者を決定する議決後に協議して、協定を締結するものとします。

2 応募の資格

応募資格は、当該施設を効果的・効率的に管理運営できる法人、その他の団体（以下「法人等」という。）、または複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとし、次の各号に掲げる条件に該当しない法人等またはその代表者としてします。また、共同体にあつては、代表構成員が各号のすべてに該当しない必要があるものとします。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者および破産者で復権を得ない者。
- ② 法人等の代表者、役員またはその使用人が刑法第 96 条の 6 または第 198 条に違反する容疑があつたとして逮捕もしくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者。

- ③ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条または第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
- ④ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ⑥ 本町が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負について入札参加停止措置を受けている者。
- ⑦ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
- ⑧ 本町および本町以外において、辞退により指定管理者（候補者）として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しない者。
- ⑨ 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続きをしている者。
- ⑩ 暴力団員による不法な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体。
- ⑪ 暴力団、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者および暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、もしくは出資または融資を行うなど、これらのものが事業活動に相当程度の影響力を有している団体。
- ⑫ 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）および暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体。
- ⑬ 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体）
- ⑭ 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体）
- ⑮ 本町における指定管理者の指定においてその公正な手続きを妨げる者または公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者。
- ⑯ 法人等またはその代表者が次に掲げるものを滞納している者。
 - ア 所得税または法人税
 - イ 消費税（地方消費税含む）
 - ウ 本町の町税

3 運営に係る基本的事項

(1) 基本的事項

- ① 管理人数
各業務を勘案して応募者が判断してください。
- ② 使用料
無料
- ② 管理時間

午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。ただし、この管理時間以外で警備保障から緊急の連絡があった場合は対応することとします。

(2) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）を予定しています。

(3) 備品購入

管理運営上必要となる備品は、指定管理者の負担において備置していただきます。

(4) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認められません。個別の業務の再委託については、事前に本町との協議が必要です。

(5) 利用料に関する事項

利用料による収入については、豊郷町公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例に基づくものとします。

(6) 指定管理料

本町は施設の管理運営費用として指定管理料を支払います。原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に予算の範囲内で支払いますが、詳細は指定後に締結する協定で定めます。

指定管理料の算定は、提出していただいた事業収支計画に基づいて決定します。指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費（軽微な修繕）、負担金等すべてを含みますが、**事故および自然災害等の特別な場合を除き原則として増額しません**ので、事業収支計画立案の際にはご注意ください。

(7) 基準価格および収入下限額

収支計画書における事業年度3ヶ年基準価格は次のとおりとします。

- ・ 基準価格 70,277,000 円（消費税込み）

基準価格を上回る提案や収入下限額を下回る提案は、原則として失格とします。

なお、町議会の議決等により、基準価格が変更になる場合があります。

(8) その他

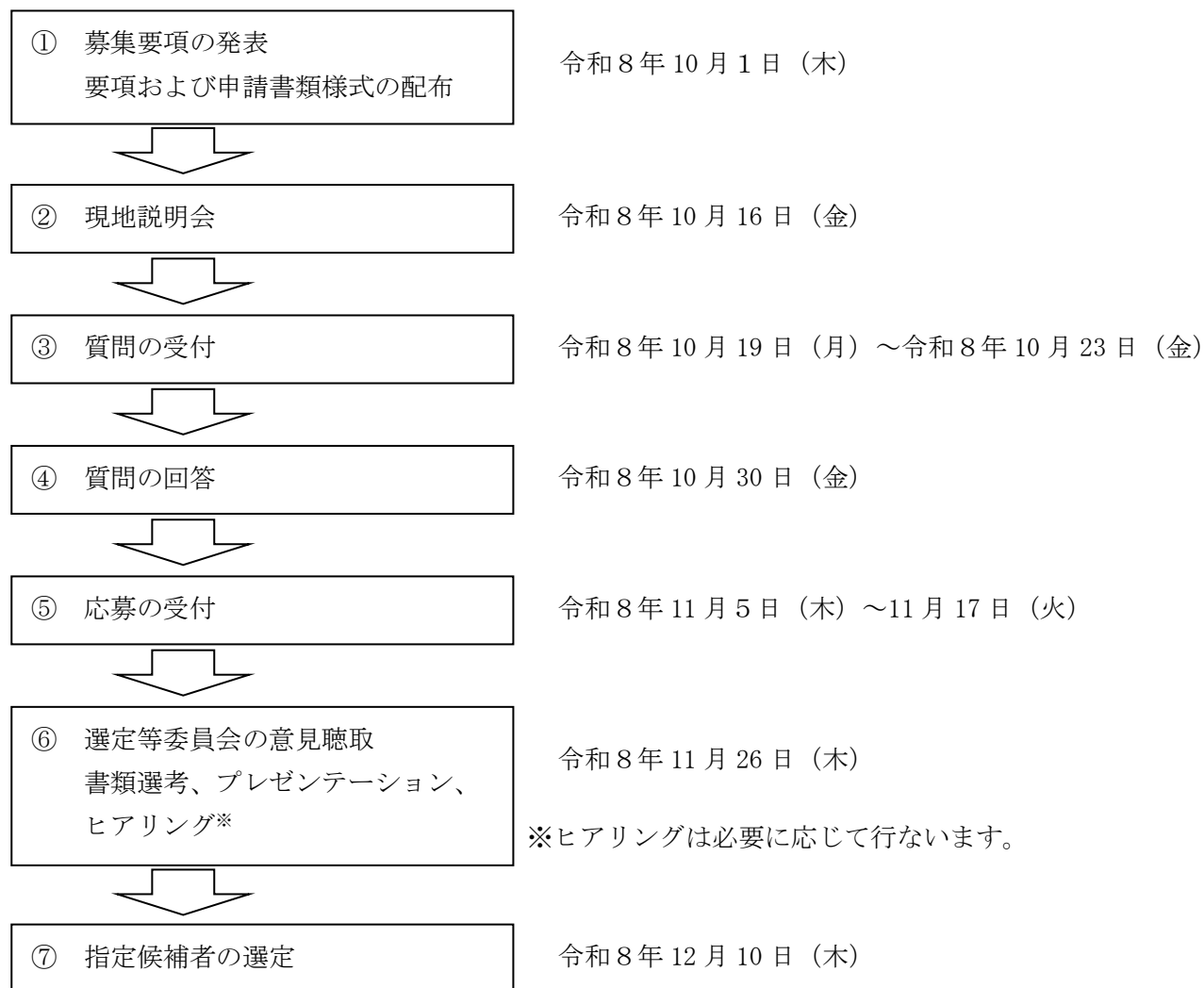
- ・ 指定の取消等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本町が行なう指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることがあります。

- ・ 災害発生時における留意事項

地震災害および地震に関連した大規模火災等の発生時には、豊郷町地域防災計画に基づき、本施設を町民の広域避難場所として使用する場合があります。被害状況等により、引き続き復旧拠点として、長期に使用される可能性があります。指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切に対応ができるよう体制を整備してもらうことがあります。

4 選定の手順



5 応募手続き

(1) 応募方法

下記により、書類を提出してください。

募集要項および申請書類様式の配布期間
令和8年10月1日（木）から令和8年11月17日（火）まで

① 提出書類

別紙1「提出書類一覧」(P.8～10)のとおり

② 提出期間

令和8年11月5日（木）から令和8年11月17日（火）まで（土日祝日は除く）

受付時間 8時30分から17時15分まで

※提出最終日の17時15分までに必着のこと。

③ 提出先

豊郷町四十九院 1252 豊郷町教育委員会事務局保健体育課

(2) 現地説明会

各施設において指定管理業務等についての現地説明会を開催します。参加される場合は事前に

ご連絡ください。

- ・日時および集合場所 令和8年10月16日（金）9時30分
豊郷スポーツ公園内 豊郷町民体育館
- ・参加人数 1事業者につき2名までとしてください。
- ・連絡先 豊郷町四十九院 1252 豊郷町教育委員会事務局保健体育課
電話（0749）35－8010（直通） FAX（0749）35－8021

(3) 質疑

この要項に関する質疑および回答は、次のとおり行います。

① 質疑の資格者

本要項中「2 応募の資格」を満たす者とします。

② 質疑の方法

提出書類様式（VI-5）を使用し、質疑の要旨を簡潔にまとめて文書を持参してください。

- ・受付期間 令和8年10月19日（月）～令和8年10月23日（金）
8時30分から17時15分まで
- ・受付場所 豊郷町四十九院 1252 豊郷町教育委員会事務局保健体育課

③ 質疑の回答

- ・回答日 令和8年10月30日（金）
- ・方法 申込者全員に回答します。

(4) 応募書類の提出

提出する書類については、別紙1「提出書類一覧」を参照してください。**郵送による提出は受け付けません**ので、必ず前記「(1) 応募方法 ③提出先」に持参してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。また、応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(6) 追加書類の提出

本町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(7) ヒアリングの実施

本町が必要と認める場合は、応募書類等の提出後に、応募者に対してヒアリングを実施する場合があります。

(8) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

本町が必要と認める場合は、応募者が運営する類似施設等の実地調査を行ないます。

(9) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(10) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(11) 資料の取扱い

本町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁じます。

6 指定候補者の選定

(1) 指定候補者の選定方法

町長または町長が指定する者の意見を聴取した上で町長が決定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

(2) プレゼンテーションの実施

町長が指定する者においてプレゼンテーションを実施します。

- ・開催予定日 令和8年11月26日（木）
- ・開催場所や時間、実施方法など詳細については応募者に別途通知します。
- ・都合により開催しない場合もあります。

(3) 審査結果

指定候補者の選定は、令和8年12月10日（木）の予定です。審査結果については、応募者全員に文書で通知します。

(4) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、応募の概況（経過、応募者名簿）、選定した指定候補者名および審査内容の概要について公表します。

(5) 協定書の締結

町議会の議決を得た後、協定書を締結します。

(6) 町議会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を豊郷町議会に付議し、議決を受けることになります。ただし、町議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、町議会が議決しなかった場合および否決した場合においても、指定候補者が豊郷スポーツ公園施設管理事業を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

7 要項の遵守

指定候補者が、この要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

8 留意事項

選定等委員会委員に対して、本件募集についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となります。

9 問い合わせ先

〒529-1161 豊郷町四十九院 1252 豊郷町教育委員会事務局 保健体育課

電話 (0749) 35-8010 (直通) FAX (0749) 35-8021

E-mail : syakaikyoiiku@town.toyosato.shiga.jp

10 豊郷スポーツ公園施設位置図

